



日 齒 発 第 210 号  
令和 8 年 5 月 19 日  
(保険医療課・医療管理課扱い)

公益社団法人 日本歯科技工士会  
会 長 森 野 隆 様  
全国歯科技工士教育協議会  
会 長 池 田 正 臣 様  
一般社団法人 日本歯科技工所協会  
会 長 木 村 正 様

公益社団法人 日本歯科医師会  
会 長 高 橋 英 登



#### 要望に対する回答について

平素より本会会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 4 月 8 日付にてご提出いただきました「歯科技工所ベースアップ支援料の活用による歯科技工士の処遇改善に対するご協力をお願い」を受け、本会では本件に関する会員周知を行いましたので、別紙をもって、回答とさせていただきます。

また、本件につきましては、当事者間で円滑な実施が図られるよう、各地域における歯科技工士会等から各歯科医師会等へのご説明につきましても、貴職のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 5 月 19 日  
(保険医療課・医療管理課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

### 歯科技工所ベースアップ支援料の活用について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会では、令和 5 年度より、日本歯科技工士会、全国歯科技工士教育協議会及び日本歯科技工所協会との間で、歯科技工士に関する協議会を開催し、課題の共有及び問題解決に向けた協議を行っております。

今般、歯科技工士 3 団体より、「歯科技工所ベースアップ支援料の活用による歯科技工士の処遇改善に対するご協力のお願い」とする要望書（別添）が提出されました。

歯科技工料につきましては、厚生省告示第 165 号及びこれに関連する通知（別添）のとおり取り扱われております。引き続き各歯科医療機関と委託先歯科技工所との双方の協議により適正な歯科技工料が設定されますよう、ご配慮をお願い申し上げますとともに、歯科技工所に所属する歯科技工士の確実な賃上げを図る当該支援料の趣旨を踏まえ、委託先歯科技工所と連携の上で積極的に届出を行っていただきますようお願い申し上げます。

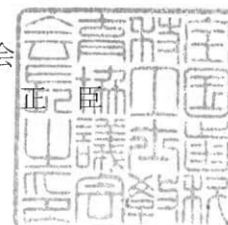
令和8年4月8日

公益社団法人 日本歯科医師会  
会長 高橋 英 登 様

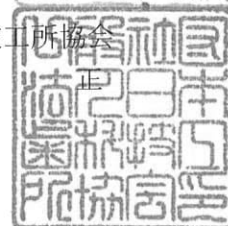
公益社団法人 日本歯科技工士会  
会長 森 野



全国歯科技工士教育協議会  
会長 池 田



一般社団法人 日本歯科技工所協会  
会長 木 村



### 歯科技工所ベースアップ支援料の活用による歯科技工士の処遇改善に対するご協力をお願い

拝啓 平素より歯科医療の発展にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたびの診療報酬改定において「歯科技工所ベースアップ支援料」が新設されましたことは、貴会のひとかたならぬご尽力によるものであり、歯科技工関係者を代表し、深く感謝申し上げます。

現在ご承知の通り、歯科技工士の減少や高齢化が進む中、歯科技工分野を取り巻く環境は厳しさを増しており、歯科医療の安定的な提供を支える基盤として、担い手の確保に向けた処遇改善が求められているところです。

本制度は、歯科技工士の処遇改善を通じて人材確保を図り、ひいては歯科医療提供体制の維持に資することを目的として創設されたものと認識しております。また、今回の診療報酬改定においては、ベースアップ支援料に加えて、補てつ物等の製作技術に係る評価の見直しも行われており、歯科技工の専門性および技術の評価と処遇改善を進める内容であると受け止めております。

私ども三団体といたしましても、本制度の趣旨を踏まえ、歯科技工所において国の進める3.2%<sup>1)</sup>の賃金改善が着実に進むよう、会員への周知・啓発を図ってまいります。

つきましては、本制度の円滑な運用が図られますよう、貴会におかれまして下記事項についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- ・ 歯科技工所ベースアップ支援料の制度趣旨について、貴会会員の歯科医療機関への周知にご協力いただきたい。
- ・ 施設基準の趣旨に沿って、本支援料が歯科技工所への委託費の増額に活用されるよう、ご理解とご配慮を賜りたい。

以上

1) 「令和8年3月10日版 令和8年度診療報酬改定について」1.賃上げ・物価対応（賃上げ）

# 官報

(号外)  
大蔵省印刷局発行

## 目次

〔告示〕

○健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(厚生一六五)

○昭和六十三年三月厚生省告示第五十七号(看護、給食及び寝具設備の基準の一部を改正する件)等の厚生大臣が定める日を定める件(同一六六)  
○昭和六十三年五月厚生省告示第六十五号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件)の前文ただし書に規定する別に厚生大臣が定める重症者の看護の基準を定める件(同一六七)

○健康保険法第四十三条第一項及び国民健康保険法第三十六条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める療養を定める件の一部を改正する件(同一六八)  
○保険医療機関及び保険医療費担当規則第五条の二第二項の規定に基づき(同一六九)  
○特定療養費に係る療養の基準の一部を改正する件(同一七〇)  
○厚生大臣の定める歯科医師並びに看護婦及び准看護婦の員数の基準並びに入院時医学管理料の算定方法を定める件(同一七一)

○慢性疾患並びに特定の薬剤、治療材料等及びその価格の一部を改正する件(同一七二)  
○保険医の使用歯科材料及びその購入価格(歯科材料価格基準)の一部を改正する件(同一七三)  
○老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一七四)  
○右同基準に基づき、厚生大臣が定める慢性疾患及び特別食を定める件の一部を改正する件(同一七五)  
○老人保健法第三十一条の二第一項の規定に基づき、厚生大臣が定める療養を定める件の一部を改正する件(同一七六)

○厚生大臣の定める入院患者数の基準及び入院時医学管理料の算定方法の一部を改正する件(同一七七)  
○厚生大臣の定める歯科医師並びに看護婦及び准看護婦の員数の基準並びに入院時医学管理料の算定方法を定める件(同一七八)

## 〔公 告〕

政府調達

入札公告

諸事項

裁判所

公示催告、除権判決関係

## 告 示

○厚生省告示第六十五号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ九第二項の規定に基づき、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年六月厚生省告示第七十七号)の一部を次のように改正し、昭和六十三年六月一日から適用する。ただし、別に厚生大臣が定める日までの間は、同年五月三十一日現在において都道府県知事の承認を得て、重症者の看護及び重症者の収容の基準(昭和五十六年五月厚生省告示第百二二号)による重症者の看護を行っている保険医療機関のうち、同日現在において都道府県知事の承認を得て、看護、給食及び寝具設備の基準(昭和三十三年六月厚生省告示第七十八号)による一類看護を行っている保険医療機関であつて、同年六月一日以降都道府県知事の承認を得て、同基準による基本看護料を算定する看護(特三類看護、特二類看護及び特一類看護を行わない場合に限る。以下同じ。)又は一類看護を行うものにおいて、真にやむを得ない場合として、都道府県知事の承認を得て、別に厚生大臣が定める基準により重症者の看護を行った場合は、一日につき、基本看護料を算定する看護を行うものにあつては二百三十五点を、一類看護を行うものにあつては二百四十二点を加算する。

昭和六十三年五月三十日

厚生大臣 藤本 孝雄

別表第一診療報酬点数表(甲)第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」を加え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同  
表第四部画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、  
1. 別表第一診療報酬点数表(甲)第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」を加え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同  
表第四部画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、  
2. 別表第一診療報酬点数表(甲)第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」を加え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同  
表第四部画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、

「咲しん」を「咲しん」に改め、同区分の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同  
表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同表第四部画像診断の  
通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、  
1. 別表第一診療報酬点数表(甲)第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」に加  
え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同表第四部  
画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、  
2. 別表第一診療報酬点数表(甲)第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」に加  
え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同表第四部  
画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、

注 1. 1. については、学校教育法に基づく大学若しくはその医学部若しくは歯学部の  
附属の教育研究施設としての附属病院その他の前記専門病院のうち、その開設者  
の申請に基づき厚生大臣が指定するもの(以下この表において「大学病院等」と  
いう。)以外の保険医療機関において初診を行った場合又は緊急やむを得ない事情  
により大学病院等である保険医療機関において初診を行った場合に算定し、2.に  
ついては、診療報酬規程(1)の2.を別の保険医療機関において初診を行った患者  
について大学病院等である保険医療機関において初診を行った場合に算定する。  
別表第二診療報酬点数表第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」に加  
え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同表第四部  
画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、

別表第二診療報酬点数表第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」に加  
え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同表第四部  
画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、  
1. 別表第一診療報酬点数表(甲)第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」に加  
え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同表第四部  
画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、  
2. 別表第一診療報酬点数表(甲)第一基本診療料区分000の注1中「阿採野」の次に「咲しん」を  
「咲しん」に加  
え、同表第二第三章検査の通則7中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、同表第四部  
画像診断の通則3中「阿採野」の次に「咲しん」を加え、  
別表第二歯科診療報酬点数表第一基本診療料区分000中「阿採野」を「咲しん」に  
改め、

注 1. 別に厚生大臣が定める慢性疾患を有する入院中の患者以外の患者に対して、計  
画的な医学管理を継続して行った場合に、1月に1回を限度として算定する。  
150点

医業法ニ關する法律第二十條第一項に於て「及び第2章第6節注射」を以て「注射」の語を以てし、  
 注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

ハ、点滴注射

5. 歯科矯正管理を受けている患者に対して行つた区分番号000—3に掲げる慢性疾患外来医学管理、区分番号015に掲げる歯科口腔衛生指導、区分番号017に掲げる特定疾患指導管理又は区分番号020に掲げる慢性疾患指導の費用は、歯科矯正管理料に含まれるものとする。

医業法ニ關する法律第二十條第一項に於て「及び第2章第6節注射」を以て「注射」の語を以てし、  
 注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

5. 歯科矯正管理を受けている患者に対して行つた区分番号000—3に掲げる慢性疾患外来医学管理、区分番号015に掲げる歯科口腔衛生指導、区分番号017に掲げる特定疾患指導管理又は区分番号020に掲げる慢性疾患指導の費用は、歯科矯正管理料に含まれるものとする。

その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

医業法ニ關する法律第二十條第一項に於て「及び第2章第6節注射」を以て「注射」の語を以てし、  
 注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

310 充填 (1窩につき)

1. 単純なもの 52点
2. 複雑なもの 93点

注 エナメルエッチング法及びエナメルボンディング法を行つた場合は、所定点数に1割につき40点を加算する。ただし、材料料を含むものとする。

医業法ニ關する法律第二十條第一項に於て「及び第2章第6節注射」を以て「注射」の語を以てし、  
 注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

341 リベーン

1. 床置装法

イ. 局部装法 (1床につき)

- (1) 1歯から4歯まで 205点
- (2) 5歯から8歯まで 250点

イ) 9歯から11歯まで 310点  
 (2) 12歯から14歯まで 500点  
 注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

2. 材料料 (人工歯料を除く。)を含むものとする。

注 材料料 (人工歯料を除く。)を含むものとする。

2. 総装法

イ. 局部装法 (1床につき)

- (1) 1歯から4歯まで 300点
- (2) 5歯から8歯まで 350点
- (3) 9歯から11歯まで 400点
- (4) 12歯から14歯まで 700点

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

2. 材料料 (人工歯料を除く。)を含むものとする。

イ. 総装法 (1床につき)

注 材料料 (人工歯料を除く。)を含むものとする。

医業法ニ關する法律第二十條第一項に於て「及び第2章第6節注射」を以て「注射」の語を以てし、  
 注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

医業法ニ關する法律第二十條第一項に於て「及び第2章第6節注射」を以て「注射」の語を以てし、  
 注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

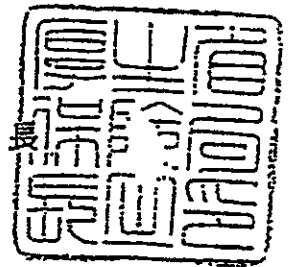
注 1. 逆離消毒機又は複合消毒機のリベーンを行つた場合は、各区分の所定点数に50点を加算する。

保文発第647号

昭和63年10月20日

(社) 日本歯科技工士会長 殿

厚生省保険局長



歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施について

先般の歯科診療報酬点数表の改正に当たり、歯冠修復及び欠損補綴の部の通則において、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の割合が示された(厚生大臣告示)ことについては、既に御案内のとおりであります。これは、今後の高齢化社会において、歯冠修復及び欠損補綴の円滑な実施が一層重要性を増すことにかんがみ、良質な歯科医療の確保に資することを図ったものであります。

つきましては、今後とも、この厚生大臣告示の趣旨を踏まえ、関係団体との間で話し合いを行っていただくとともに、歯冠修復及び欠損補綴に関し、個々の当事者間で円滑な実施が図られるよう会員を御指導いただきたくお願いいたします。